

届出の受理番号：

様式 B 1/2

最終更新:2004.10.6

サンプル（日本語訳）使用不可

狂犬病の指定地域からの犬、猫、きつね、あらいぐま又はスカンクの追加様式

注意) この証明書は、様式AとBからなる。各文書は、輸出国政府機関の公印が押された時点から効力を発する。

B-1. 獣医証明

1. 臨床検査：出発直前に実施すること（48時間以内が望ましい）

私 _____ 獣医師は、下記に記載する内容に間違いがないことを証明します。

- ・ 本日、A-4に記載されている動物に、A-4(7)に記載された番号のマイクロチップが埋め込まれていることを確認した。
- ・ A-4に記載されている動物は、この証明書に署名された時点において、狂犬病に罹患しているいかなる徴候も認められなかった。
- ・ A-4に記載されている犬は、この証明書に署名された時点において、レプトスピラ症に罹患しているいかなる徴候も認められなかった。

獣医師住所 _____

証明年月日(年/月/日) _____

署名 _____

2. その他参考となる予防・駆除に関する情報

(到着後に動物検疫所の係留施設において係留検査を受ける動物は必須)

	予防注射	外部寄生虫駆除	内部寄生虫駆除
処置年月日 (年/月/日)			
有効免疫期限 ※1 (年/月/日)			
予防注射の種類 または有効成分			
処置獣医師名及び住所			

※1 製造会社の説明書にある予防注射の有効免疫期間をもとに算出した期限

公印

日付

届出の受理番号：

様式 B 2/2

最終更新:2004.10.6

サンプル (日本語訳) 使用不可

狂犬病の指定地域からの犬、猫、あらいぐま、きつね又はスカンクの任意追加様式

注意) この証明書は、様式AとBからなる。各文書は、輸出国政府機関の公印が押された時点から効力を発する。

B-2. 輸出国政府獣医官による証明

1. 在住証明 (該当する項目をチェックする)

- A-4に記載されている動物は、輸出国において日本に出発する直前の少なくとも180日間、または生まれて以来、継続して飼養されていた。
- A-4に記載されている動物は、輸出国において、日本から直接輸入されて以来継続して飼養されていた。
- 日本に輸出される直前の輸出国における飼養期間は180日に満たない (日本へ輸出される前の180日間の経歴を記載すること)。

輸出国に滞在する以前に動物が飼養されていた国及び地域： _____

輸出国へ入国した日： _____

それまでの経歴 (国及び期間)： _____

2. 輸出国には、少なくとも輸出前の過去2年間、狂犬病の発生がない。

3. A-4に記載されている動物は輸送用ケージに収容され、そのケージには次の封印(ケージの封印)がされている。;

コンテナ封印番号： _____

注) 動物は日本へ直接輸送する必要がある。もし、動物が狂犬病の指定地域以外を陸送される場合は、コンテナ封印および航空/輸送会社による追加証明 (付属書類) が必要となる。

動物が積替えされる場合は、コンテナシール又は付属書類が必要となる。

私、_____は輸出国政府の獣医官であり、政府機関の公印を押し、エンドース (裏書き) したA及びBの文書に記載された事項は、全て事実と相違ないことを証明します。

役職名 _____

国名 _____

所属機関名及び住所 _____

署名 _____

公印

日付